

三原市中心市街地魅力向上支援事業 補助金（賃借料・改装費）のご案内

事業内容

三原市では、中心市街地（城町、港町、本町、館町及び円一町）の空き店舗の解消や商店街等の魅力向上及び賑わい創出を図るため、空き店舗を賃借する新規事業者又は既存店舗の経営改善のため改装・建替えを行う事業者に対して、賃借料（新規事業者のみ）・改装費の一部を補助します。

補助要件

申請の前には、必ず担当者へ事前相談してください。
担当者不在の場合がありますので、来庁前に電話連絡をお願いします。

共通

- 対象業種は、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉（ただし、通信販売・移動販売・完全予約制・フランチャイズ・風俗営業の店舗を除く）
- 大規模小売店舗内の店舗でないこと
- 正午以前に開店し、1日当たり6時間以上、かつ、週5日以上営業を行うこと
- 継続して1年以上事業を行うことができるものと認められるもの
- 市税に滞納がないこと

新規出店事業 （空き物件を賃借）

- 三原市中心市街地空き物件情報登録制度により登録された物件を賃借すること
 - ▶ 宅地建物取引業者が物件の仲介等を委託する物件
 - ▶ 入口が前面道路に接している物件
 - ▶ 従前において店舗又は事務所として使用されていた物件
- 中心市街地内での移転でないこと
- 経営指導員等による経営診断を受けること
 - ▶ 月別の収支内訳書や日・時間帯別の来客数等の報告書を作成する必要があります！

空き物件を確認する（市HP） >>>



店舗改善事業 （既存店舗を改装・建替え）

- 事業開始後5年以上経過している店舗であること
- 経営改善を目的とした改装・建替え（移転を含む）で、主な業種を継続すること

補助内容

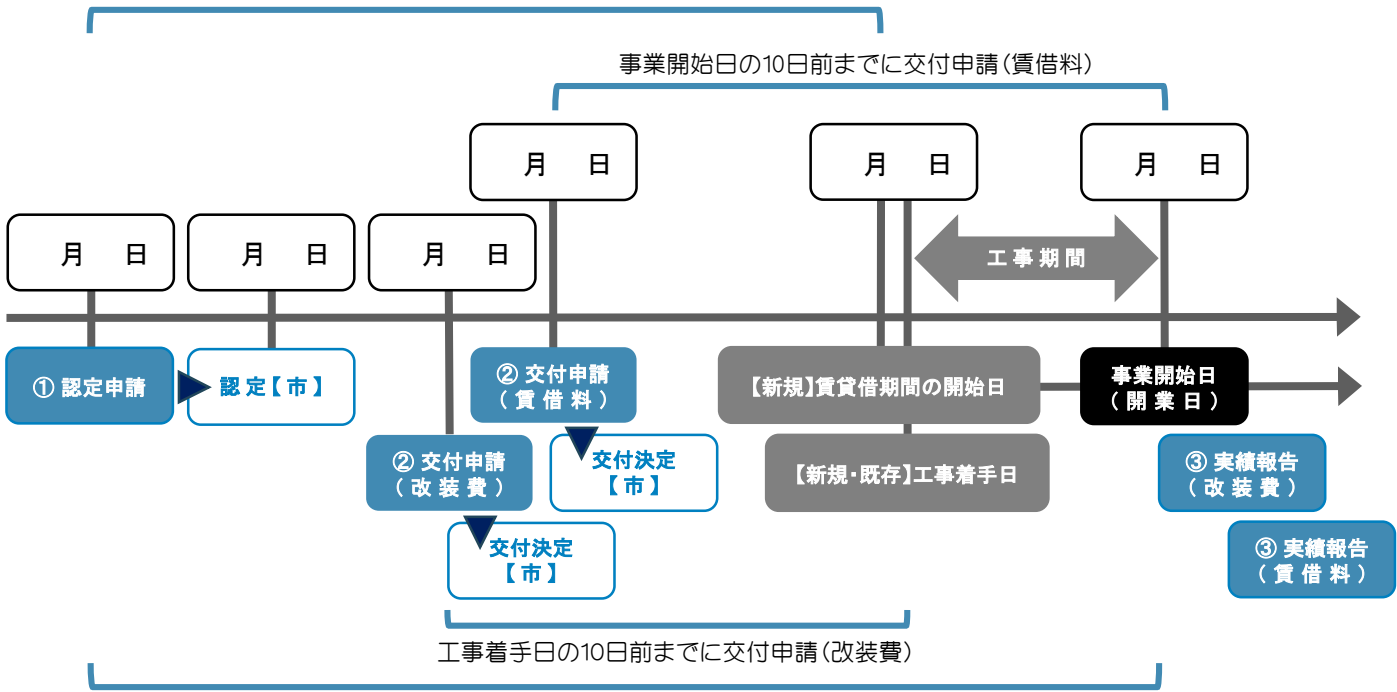
費目	対象経費	補助率	限度額
賃借料	物件賃借料（敷金、礼金、共益費等を除く。）	1/2以内	1階：月額4万円（12ヵ月） 1階以外：月額3万円（12ヵ月）
改装費	内装、外装、給排水設備、サイン及び電気の工事経費（市内事業者が施工する改装費に限る。）	【新規出店】1/2以内 【既存店舗】1/3以内	【新規出店】50万円 （特定創業支援事業修了者は60万円） 【既存店舗】40万円

◎特定創業支援事業修了者 ▶ 経営、財務、人材育成、販路開拓に関するセミナーや専門家のアドバイス等を1ヵ月以上かつ4回以上継続的に受け、知識やノウハウを取得した者に対して、証明書を発行します。

◎飲食サービス業に限り、審査により賃借料の補助対象期間が延長される場合があります。

開業までのスケジュール

【新規】賃貸借期間の開始日(工事着手日を含む)【既存】工事着手日の30日前までに認定申請



認定申請書の提出日から90日以内に開業(既存店舗:リニューアルオープン)
※ただし、認定申請年度内に事業を開始する必要があります。

提出書類

①認定申請 ※窓口配布	共通	☐ 認定申請書 ☐ 事業計画書 ☐ 法人登記事項証明書の写し(個人事業者の場合は住民票の写し) ☐ 工事見積書の写し及び工事前の写真(改装工事を伴う場合) ☐ 店舗の完成予定図面(平面図、位置図等) ☐ 三原商工会議所又は三原臨空商工会の経営指導員の意見書 ☐ 事業実施に係る許認可関係書類 ☐ 市税納付状況確認同意書
	新規出店	☐ 賃貸借契約書等の写し若しくは賃借物件が確認できるもの ☐ 経営診断等を実施する機関へ事業内容の情報を提供することに関する同意書 ☐ 認定特定創業支援事業証明書の写し(お持ちの方のみ)
	既存店舗	☐ 【賃借物件】賃貸借契約書等の写し若しくは賃借物件が確認できるもの ☐ 【自己所有物件】物件の登記事項証明書 ☐ 【物件を親族が所有】物件の登記事項証明書+物件所有者の同意書
②補助交付申請	共通	☐ 認定通知書(写し) ☐ 許認可関係書類
	賃借料補助	☐ 物件賃借料補助金交付申請書 ☐ 賃貸借契約書(写し)
	改装費補助	☐ 物件改装費補助金交付申請書 ☐ 工事請負契約書(写し)【50万円未満は見積書(写し)でも可】
③実績報告	共通	☐ 実績報告書 ☐ 請求書
	賃借料補助	☐ 賃借料の支払いが確認できる書類(領収書など)
	改装費補助	☐ 改装費の支払いが確認できる書類(領収書など) ☐ 工事後の店舗の写真(外観・店内の両方)